

訓令

○内閣訓令第1号

「ローマ字のつづり方」の実施について

政府は、本日、内閣告示第4号をもって、「ローマ字のつづり方」を告示した。

今後、各行政機関おいては、これを現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころとするものとする。

なお、昭和39年内閣訓令第1号は廃止する。

令和7年12月22日

内閣総理大臣 高市 早苗

法規的告示

○内閣告示第四号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すためのローマ字のつづり方のよりどころを、次のように定める。

なお、昭和二十九年内閣訓示第一号は廃止する。

令和七年十二月二十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

2025年内閣告示第四号

前書き

- 1 この「ローマ字のつづり方」は、法令、公共文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。
- 2 このつづり方は、科学、技術、芸術その他の専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうというものではない。
- 3 このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものでない。
- 4 このつづり方は、外来語にのみ用いられる音や国内の各地域に特有の音等については対象としていない。
- 5 このつづり方は、「本表」と「添え書き」からなる。「本表」には国語をローマ字で書き表す際に用いるつづり方を掲げた。また、「添え書き」には「本表」を使用する上で必要となる個別の事項をしを示した。
- 6 ローマ字のつづり方は、幾つかの方法で行われてきたもあり、「本表」にしめすもの以外のつづり方にも意義や用途がある。参考のため。「(付) 対照表」において、「本表」のつづり方とそれ以外のつづり方との対象を示した